

第 1 回

厚生科学審議会生活環境水道部会

議 事 錄

厚生労働省健康局水道課

第1回厚生科学審議会生活環境水道部会議事次第

日 時 平成14年8月1日（木） 11：00～12：06

場 所 三田共用会議所第三特別会議室

出席委員（敬称略）

安藤正典、池田耕一、遠藤誠作、大井田隆、大垣眞一郎、岡部信彦、
川北和徳、岸玲子、坂上恭助、佐野真理子、澤節子、田中恒子、眞柄泰基

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 厚生科学審議会生活環境水道部会について
- (2) 部会長の選出及び部会長代理の指名について
- (3) 水道行政の最近の動向について
- (4) 質問について
- (5) その他

3. 閉 会

○谷津水道課長 定刻となりましたので、ただいまから厚生科学審議会生活環境水道部会を開催させていただきます。

委員の皆様には、御多忙にもかかわらず御参集いただきまして、大変ありがとうございます。

私は、厚生労働省健康局水道課長の谷津でございます。部会長が選任されるまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、委員の出席状況でございますが、ただいま 11 名の委員が御出席でございます。厚生科学審議会令の規定によりまして、本日の会議は定足数に達しておりますので、まず、御報告申し上げます。なお、大垣先生は若干遅れてご出席との連絡をちょうどいしております。

それでは、開会に当たりまして、厚生労働省下田健康局長よりご挨拶申し上げます。

○下田健康局長 健康局長の下田でございます。先生方、大変お忙しい中を、また、暑い中を御出席を賜りまして、心からお礼を申し上げたいと思います。

この生活環境水道部会と申しますのは、健康局が所管をいたしております行政の中で、水道行政、生活衛生行政といった分野を受け持っていただきまして、いろいろな観点から私どもに御指導あるいは御支援を賜るという部会でございます。今後ともよろしく私どもを御指導いただければありがたいと思っております。

今日は、後で詳しく御説明があろうかと思いますが、去る 7 月 24 日付で厚生科学審議会の会長に対しまして、水道法に基づく水質基準の見直し等につきまして諮詢をさせていただいたところでございます。これは、平成 4 年の全面的な見直しから 10 年が経ち、その間にいろいろな消毒副生成物の問題でありますとか、クリプトスボリジウムの問題でありますとか、あるいは内分泌かく乱物質の問題ですとか、いろいろな問題がその後新たに注目をされているわけでございます。

また、世界的に見ましても、WHOにおきまして飲料水の水質ガイドラインを 10 年ぶりに全面的に改訂すべく検討を進めておりまして、つい先日、東京で会議が開かれたばかりでございます。

また、種々の規制緩和の流れの中で、より合理的、効率的な水道水質管理が求められているといった側面もあるわけでございます。

こうした背景を踏まえまして、是非、水道法に基づきます水質基準の見直しを行いまして、水道水質管理の一層の充実を図ろうという観点から諮詢をいたしたわけでございます。

水道の普及率も既に96%を超えておりまして、ほとんど国民皆水道と言つてもいいような状況にあるわけでございますけれども、より安全で、よりおいしい水に対します国民の関心は極めて高いというふうに考えておりまして、そういう背景を踏まえながら、よろしく御審議を賜ればありがたいというふうに考えております。

従来、これらの事項につきましては、生活環境審議会において御審議をいただいていたわけでございますが、御承知のように、厚生省と労働省が一体となった省庁再編が行われたわけでございますが、それに伴いまして、いろいろ審議会の整理が行われておりました。そういう観点から、こういう水の問題につきましては、厚生科学審議会の中にございまして生活環境水道部会といった中でいろいろ御審議を賜りたいというふうに考えているわけでございます。是非とも国民のニーズに合わせた形での御答申をいただきますようにお願ひを申し上げまして、あいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○谷津水道課長 下田局長は所用がございまして、ここで退席させていただきますので、よろしくお願ひします。

(下田健康局長退室)

○谷津水道課長 これからは、着席して説明させていただきたいと思います。

それでは、第1回の部会でございますので、本日御出席の委員を、50音順で御紹介申し上げます。

まず、安藤正典委員でございます。

遠藤誠作委員でございます。

大井田隆委員でございます。

岡部信彦委員でございます。

川北和徳委員でございます。

岸玲子委員でございます。

坂上恭助委員でございます。

佐野真理子委員でございます。

澤節子委員でございます。

田中恒子委員でございます。

最後に、眞柄泰基委員でございます。

ありがとうございました。

それから、本日は御欠席でございますが、名簿をごらんいただければと思いますけれども、相澤委員、沖委員、佐々木委員、竹花委員、原委員、松井委員、矢口委員にこの部会に加わっていただいております。池田委員、大垣委員は後ほどご出席いただける予定です。

それでは、議事に入ります前に、事務局より配付資料の確認をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○事務局 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。資料1が生活環境水道部会の委員名簿でございます。

それから、次が資料2「厚生科学審議会の構成について」ということで、1ページ目の次から逆とじになっておりまして、引っくり返していただいてから2ページ目が続くようになっております。

続きまして、資料3「厚生科学審議会生活環境水道部会運営細則（案）」でございます。

続きまして、資料4「水道の現状と課題」と書いてございますが、水道行政の最近の動向についての説明資料でございます。

それから、資料5は諮問書の写しでございます。3ページ目に諮問説明資料があります。

続きまして、資料6「厚生科学審議会生活環境水道部会水質管理専門委員会の設置について（案）」でございます。

以上が、資料でございます。

それから、参考資料でございますが、議事次第の裏にリストを載せてあります。

参考資料1「平成14年度水道関係予算（案）の概要について」でございます。

参考資料2「水道水質に関する基準について」でございます。

参考資料3「水道法における水質関連条項について」ということで、関係する条項を記載してございます。

参考資料4「水道水質等の状況について」ということで、水質基準項目等の検出状況でございます。

それから、参考資料5「国際機関・諸外国の水質基準等について」でございまして、WHOの現在の飲料水水質ガイドライン、それから、諸外国における水質基準としまして、米国のものとEUのものを載せてございます。それから、参考としてWHOの改訂の動向についても最後のページに載せてございます。

参考資料6は「水質基準に関する省令の一部改正について（通知）」ということで、昨年度末に鉛の水質基準を改正したときの資料でございます。

参考資料7「水道におけるクリプトスボリジウム暫定対策指針改正の概要」ということでございまして、昨年11月に改正したものでございます。

続きまして、参考資料8「規制改革・公益法人改革について」ということで、規制改革推進3か年計画で関連する部分、それから、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画の関連部分を載せてございます。

参考資料9は「統計等資料」ということで、水道の基本的な統計を整理したものでございます。

最後の参考資料10でございますが、これまでの生活環境審議会水道部会水質管理専門委員会の報告あるいは水質専門委員会という名前になっているものもありますが、その専門委員会報告の関連部分を抜粋したものでございます。

以上でございます。

○谷津水道課長 もし、足りないもの等ございましたら、事務局の方にお申しつけいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

議題の1でございますが、部会の設置につきまして、私の方から御説明を申し上げます。

お手元の資料2をごらんいただければと思います。資料2に「厚生科学審議会の構成について」ということで1枚の図が出ておりますが、この中で生活環境水道部会ということでございまして、建築衛生、その他生活衛生に係る生活環境に関する重要事項及び水道に関する重要事項を調査審議するということがこの部会の任務ということになってございます。

この資料の2ページ目をごらんいただければと思いますが、厚生労働省設置法の中に厚生科学審議会というものがございまして、大臣の諮問事項としてイ、ロとございますが、疾病の予防など、それと公衆衛生に関する重要事項というものがこの審議会の大きな役割になっています。

1枚開けていただきまして、厚生科学審議会令とございます。この審議会は30人以内の委員で構成されるということでございます。臨時委員の規定、専門委員の規定などがございます。

もう1枚開けていただきまして、5ページでございますが、厚生科学審議会の運営規程というものでございます。この中に部会の設置というものがございまして、先ほどごらんいただきましたような部会の構成になってございます。それと、下の段の第五条というと

ころをごらんいただきますと、審議会の会議は公開とするということで、今日も傍聴の方々がお見えでございます。

第六条の議事録の第二項をごらんいただきますと、議事録は公開とするという形になつてございます。

続きまして、資料3をごらんいただきたいと思います。1枚紙でございますが「厚生科学審議会生活環境水道部会の運営細則（案）」というものでございます。この中に、後ほど御審議賜りますが、委員会の設置という条文がございまして、第二条、委員会は審議会の委員、臨時委員、または専門委員の中から部会長が指名する者によって構成をされます。この委員長につきましては、委員会委員の中から部会長が指名するという形になってございます。

第五条をごらんいただきますと、先ほどと同様に、会議の公開の規定がございます。

第六条には、同様に議事録の公開の規定がございます。こういう大きな枠組みの中で御審議を賜りたいということでございます。

この件につきましては、御説明は以上でございますが、何か御質問等ございますでしょうか。

ないようですので、続きまして議題2でございますが、当部会の部会長の選任に移らせていただきたいと思います。厚生科学審議会令によりますと、部会長は委員の互選ということになってございますが、いかがでございましょうか。

○川北委員 北海道大学の眞柄先生にお願いしてはいかがかと思います。眞柄先生は水道にも詳しく、それから、WHOの飲料水水質ガイドラインに関する今回の改訂等の動きにも関係もされておりまして適任だと思いますので推薦いたします。

○谷津水道課長 ありがとうございました。ただいま川北委員より眞柄委員ということで御提案がございましたが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○谷津水道課長 ありがとうございます。それでは、部会といたしましては、眞柄委員を部会長ということでお願いしたいと思います。眞柄先生、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、席をお移りいただければと思います。

（眞柄委員、部会長席へ移動）

○眞柄部会長 部会長に推挙されました北海道大学の眞柄でございます。よろしくお願ひ

します。

先ほど、健康局長からお話がありましたように、今の水質基準が改正されまして 10 年を過ぎました。特に、水道あるいは生活衛生分野で科学技術の進歩は大変すさまじいものがございまして、そういう観点からしましても、やはり我が国の国民の健康と安全に貢献している水道の基準の在り方も検討する時期かと思います。そういう意味では、部会の皆様方の真摯な御意見と御協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、私が今後、議事を進めてまいりたいと思います。

その次の議題にございますように、部会長代理を私から指名させていただくことになりますので、指名させていただきたいと思います。部会長の代理につきましては、坂上委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、運営細則案を用意していただいておりますので、資料 3 に基づいて、先ほど御説明はございましたが、できればもう少し詳しく御説明くださるようお願いします。

○矢野水道計画指導室長 水道計画指導室の矢野でございます。私の方から資料 3 をもう一度御説明させていただきます。座って失礼させていただきます。

資料 3 の 1 枚紙でございますけれども、生活環境水道部会の運営細則の案ということです。厚生科学審議会運営規程、先ほど課長から御説明いたしました資料 2 の方にございました運営規程の第十条の規定に基づいて制定をしようというものでございます。部会自身の運営につきましては、大体運営規程の中に入っています。こちらの方の運営細則につきましては、主に委員会に関する規程を整備するというようなものになってございます。

第一条につきましては、水道部会の定めるところによりまして委員会を置くことができる。

第二条、その構成につきまして、部会長が指名する者で構成する。

第三条、委員長につきましても、部会長の指名ということでございます。

第四条、会議でございますが、委員長が招集をする。その招集に当たりましては、期日、場所及び議題を委員に通知する。また、委員長が会務を総理し、議長として議事を整理する。委員長に事故あるときは、委員会委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を行うというようなものでございます。

第五条、第六条は、先ほど課長の方から御説明がございました会議の公開でございます。原則として公開をするということで、議事録につきましても公開ということでございます。

また、第七条でございますが、特別に部会の定める委員会につきましては、会議の公開の原則はございますが、非公開とするというようなこともできるということを設けてございます。

第八条、部会の庶務につきましては、生活衛生課並びに水道課におきまして処理をするということにいたしております。

最後第九条、雑則でございますが、この細則に定めるもののほか部会につきましては部会長、委員会につきましては委員長が必要な事項を定めるということで運営細則案を用意いたしております。

以上でございます。

○眞柄部会長 ただいまの御説明につきまして、御質問等がございましたらお願ひいたします。後ほど諮問の折に、具体的に設置される専門委員会の事項について御説明がございますが、全体として部会の運営細則としては資料3のような形にしてはどうかということでございますが、特段の御意見もないようでございますので、この資料3のようにして運営細則を定めたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、議題3に入ります。言うなれば久しぶりの水道関係の公式なミーティングということでございますので、この機会に担当課の方から最近の水道行政の動きについて御紹介をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○谷津水道課長 それでは、資料4に基づきまして、最近の水道の状況を御説明申し上げます。

「水道の現状」というところで「水道事業の性格と国の業務」というタイトルで幾つかポイントがございます。御案内のように、近代水道は明治初期のコレラなどの防止という観点から、衛生上安全な水の供給というものが第一目的で整備が始められてきたというわけであります。

2つ目の「○」ですが、水道法では水道事業というのは市町村公営が原則だというふうに書き込んでございます。我が国ではほとんど民営の水道はないということですが、現在10か所民間が経営する水道がございます。10か所につきましては、大部分が別荘地などの民間ディベロッパーによる水道ということでございます。したがいまして、大部分が自治体が経営する水道事業ということでございますので、地方公営企業法という法律の適用を受ける公営企業ということでございます。ユーザーからちょうどいいたします料金収入によって経営をするというのが原則になってございます。

3番目の「○」が国の仕事ということでございます。先ほど料金収入による経営が原則ということを申し上げましたが、一部施設整備、例えば、水源開発あるいは水道の広域化施設あるいは未普及地域の水道の普及を促進するための簡易水道の整備などに対しまして、財政的な支援を行っております。

また、水道事業は勝手にできるというわけではございませんで、事業認可の制度ができてございます。

また、これからのお審議の主要な課題でございますが、水質基準などの衛生的な規制を始め、いろいろな問題についての水質管理が国の重要な仕事になってございます。

最後が、先ほどの財政的な支援の説明でございますが、一般にすべての水道にまんべんなく国庫補助が行われているというわけではございませんで、高料金化の防止あるいは水源開発などの国家的見地から施設整備を行うというような目的に限定をして、政策的な観点から国庫補助を行っているわけであります。

「②」が「水道の普及」というものでございます。現在、水道の普及率ということで96.6%という数字になってございます。ほぼ国民皆水道と言ってもよろしいような状況になってございます。

水道を見ますと、1つは、国民の皆様に対する生活用水の供給というのが大きな柱でございますし、もう一方は、これだけ水道が普及してまいりますと、都市の不可欠なインフラということにもなるわけでございまして、都市活動、経済活動を開拓する上でも水道は欠かせないインフラというふうになってございます。

一方、神戸などでもございましたように、震災の問題あるいは今年は台風の接近又は上陸によりまして、今のところ大きな渇水は生じておりませんが、渇水に対する脆弱さというものが問題になってございます。

また、水道の普及を始めてから1世紀以上ということになりました、施設の老朽化が一方で進んでおりまして、これをいかに計画的に更新するかというのも大きな問題でございます。

また、良好な水源の確保も重要な課題でございます。

次のページを開けていただきますと、我が国の水道法の体系の中で、どういう区分に水道が分かれるのかということでございます。下の表をごらんいただきますと、種別というところで水道事業、水道用水供給事業、専用水道、貯水槽水道という大きく4つの区分に水道が分けられてございます。